

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	野菜供給安定基金 農畜産業振興事業団	政府出資額	0円 15,852,475,000円 合計15,852,475,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人農畜産業振興機構	政府出資額	35,989,915,481円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	20,137,440,481円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)</p> <p>附則 (事業団の解散等)</p> <p>第三条 事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に事業団に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（旧事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定、同項第五号の業務に係る勘定及び附則第十五条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「旧暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額並びに旧事業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額及び附則第十六条の規定による改正前の肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下「旧特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額の合計額に相当する金額を除き、旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定（以下この項において「生糸輸入調整等勘定」という。）に属する負債の金額及び生糸輸入調整等勘定に属する資本金の額に相当する金額（第二項</p>		

の規定により国が承継する資産のうち生糸輸入調整等勘定に属するものの価額に相当する金額を除く。)の合計額と生糸輸入調整等勘定に属する資産の価額との差額に相当する金額(第十項において「差額相当額」という。)を加えた金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として整理しなければならない。
 - 一 旧事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額 第十一条第一号の業務に係る勘定
 - 二 旧事業団法第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額 第十一条第三号の業務に係る勘定
 - 三 旧暫定措置法第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額 附則第十五条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新暫定措置法」という。)第三条第一項に規定する業務に係る第十一条の勘定
- 10 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、差額相当額は、第十一条第四号の業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。
- 11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額に相当する金額は、第十条第一項第二号の業務の財源に充てるものとする。
- 12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額は、附則第十六条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「新特別措置法」という。)第十四条第二項に規定する資金として管理するものとする。
- 13 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(野菜供給安定基金の解散等)

第四条 野菜供給安定基金(以下「基金」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

- 2 機構の成立の際現に基金が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

	<p>4 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に基金に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（附則第十一条の規定による改正前の野菜生産出荷安定法（以下「旧野菜生産出荷安定法」という。）第四十四条第一項の準備金として整理されている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>7 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。</p> <p>8 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧野菜生産出荷安定法第四十四条第一項の準備金として整理されている金額は、第十一条第二号の業務に係る勘定に属する積立金として整理しなければならない。</p> <p>9 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧野菜供給安定基金の基本財産の承継による増（約1億円） ・利益剰余金振替による増（約191億円） ・退職給与引当金資本振替による増（約9億円） ・有価証券の時価評価による増（約1億円） ・債務保証の代位弁済により生じた欠損金を政府出資金により相殺したことに伴う減（約△1億円）
<p>備考</p>	